

阿見町議会会議録

令和3年第4回臨時会

(令和3年8月17日)

阿見町議会

令和3年第4回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示	23
◎第1号(8月17日)	25
○出席, 欠席議員	25
○出席説明員及び会議書記	25
○議事日程第1号	27
○開 会	28
・会議録署名議員の指名	28
・会期の決定	28
・諸般の報告	28
・意見書案第2号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	29
○閉 会	31

第 4 回 臨 時 会

阿見町告示第201号

令和3年第4回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年8月11日

阿見町長 千葉 繁

1 期 日 令和3年8月17日

2 場 所 阿見町議会議場

3 付議事件

(1) 通学路整備に向けた財源確保と飲酒運転の厳罰化に関する意見書について

第 1 号

[8 月 17 日]

令和3年第4回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

令和3年8月17日（第1日）

○出席議員

1番	久保谷	充	君
2番	落合	剛	君
3番	栗田	敏昌	君
4番	石引	大介	君
5番	高野	好央	君
6番	樋口	達哉	君
7番	栗原	宜行	君
8番	飯野	良治	君
9番	野口	雅弘	君
10番	永井	義一	君
11番	海野	隆	君
12番	平岡	博	君
13番	川畑	秀慈	君
14番	難波	千香子	君
15番	紙井	和美	君
16番	柴原	成一	君
17番	久保谷	実	君
18番	吉田	憲市	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

なし

○議会事務局出席者

事務局 長 小倉 貴一

書 記 栗 原 雄 一
書 記 湯 原 智 子

令和3年第4回阿見町議会臨時会

議事日程第1号

令和3年8月17日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 意見書案第2号 通学路整備に向けた財源確保と飲酒運転の厳罰化に関する意見書について

午前10時00分開会

○議長（久保谷充君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和3年第4回阿見町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

今臨時会は、石引議員ほか6名から、地方自治法第101条第3項の規定により招集請求があったことから、町長が招集したものです。

なお、今臨時会の付議事件は議員提出による意見書案のみとなりますので、町長等の執行機関に対し、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席要求は行わず、議員のみで会議を行いますので、あらかじめ御承知おきください。

また、本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（久保谷充君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、今臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

15番 紙井和美君

16番 柴原成一君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

諸般の報告

○議長（久保谷充君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

監査委員から、令和3年6月分に関する例月出納検査結果についての報告がありましたので御報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

意見書案第2号 通学路整備に向けた財源確保と飲酒運転の厳罰化に関する意見書
について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第4、意見書案第2号、通学路整備に向けた財源確保と飲酒運転の厳罰化に関する意見書についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

石引大介君、登壇願います。

〔4番石引大介君登壇〕

○4番（石引大介君） 皆さん、おはようございます。

それでは早速ですが、朗読をもちまして説明に代えさせていただきます。

意見書案第2号、通学路整備に向けた財源確保と飲酒運転の厳罰化に関する意見書（案）。

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

令和3年8月17日。

提出者、阿見町議会議員石引大介。

賛成者、同じく栗原宜行、同じく飯野良治、同じく紙井和美、同じく永井義一、同じく高野好央、同じく落合剛。

提案理由、別紙意見書（案）のとおり。

意見書の提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、法務大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、国家公安委員会委員長、警察庁長官。

通学路整備に向けた財源確保と飲酒運転の厳罰化に関する意見書（案）。

千葉県八街市で、下校途中の児童の列に飲酒運転のトラックが突っ込み、5人が死傷する痛ましい事故が発生しました。亡くなられた児童の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、御家族、関係者の皆様へお悔やみ申し上げます。また、けがをされた児童の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

この痛ましい事故を受け、6月30日に開催された交通安全対策に関する関係閣僚会議の中で、菅総理は「今後このような悲しく痛ましい事故が二度と起きないように、通学路の総点検を改

めて行い、緊急対策を拡充・強化し、速やかに実行に移してまいります」と述べられました。

阿見町は、国勢調査の速報値によると、茨城県内において4番目に人口が増加しており、それに伴い交通量が増加している状況です。また、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の開通、4車線化に向けた整備拡張の影響もあり、町内の工業団地には多くの企業が進出し、工事車両や関係する大型車両の通行も増えています。そのような中、阿見町も、地域住民の総合的な生活空間の安全確保に向けた整備を、国の防災・安全交付金などを活用し実施しておりますが、財政状況は厳しく、また、コロナ禍の影響による先の見通しが不透明な中での対応となっております、財源確保が課題であります。

阿見町では、阿見町通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関による危険箇所の合同点検を行っており、阿見町議会としても、通学路の危険箇所の現地調査を行い、地域住民、PTA関係者等との意見交換を実施した上で、改善要望箇所の早急な改善対策を関係部署と協議しておりますが、さきに述べた事由から、通学路の改善に時間を要している状況です。しかし、地域住民の安心安全な生活環境の確保、将来を担う子供たちが毎日利用する通学路の安全対策は早急に行われるべきであります。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により、下記の事項について意見書を提出いたします。

記

- 1、通学路の安全対策に対する予算（防災・安全交付金予算等）の拡充。
- 2、防災・安全交付金の補助率（道路事業に関わる基礎額）の見直し、さらなる引上げ。
- 3、地域における総合的な生活空間の安全確保に向けた集中的支援の強化。
- 4、飲酒運転の厳罰化及び飲酒運転根絶に向けた気運の醸成。

令和3年8月17日。茨城県阿見町議会。

提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、法務大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、国家公安委員会委員長、警察庁長官。

以上、慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書案第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第2号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。

これをもって、意見書案第2号については、原案どおり可決することに決しました。

閉会の宣告

○議長（久保谷充君） 以上で、本臨時会に予定されました日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年第4回阿見町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時10分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 久保谷 充

署 名 員 紙 井 和 美

署 名 員 柴 原 成 一